

昭和三十二年七月十八日

人口問題審議會第八回第一部會議事速記錄

於

郵

政

會

館

人口問題審議會第八回第一部分會議事務二

人口問題審議會第八回第一部分會議事務二

西曆一千九百零九年十月一日

人口問題審議会第八回第一部會議事速記錄

昭和三十二年七月十八日(木)
於郵政会館二階會議室

一開會 午後一時四十分開會

一議事

一閉會 午後三時三十分閉會

出席者(五十音順)

委員

飯沼

一省

永井

亨

惠海

村瀬

直養

専門委員

稻葉

秀三

北岡

寿逸

事

事

黒木利克
美濃口時次郎

賀屋正雄（代）

橋本多三原信龍
磯野太郎（代）

有馬元治（代）
岡田一（代）亮

（代）

昭和三十二年七月十八日(木)

人口問題審議会第一部会

午後一時四十五分開会

○永井委員 それではこれより開会いたします。

あと二、三方お見えになるのでござりますけれども、あまり時刻が遅れれば相
済みませんから始めます。厚生省の企画室で資料を出していただききました。一応
読人でいたどりたとは存じますが、耳の方からお入れしますとよけい御発言の切
っかけを得られるのではないかと思ひますから、当局の方から第一の資料の御朗
読を願いたいと思ひます。

○厚生省担当事務官 それでは「潜在失業に関する決議」についての各省意見及び委
員の発言の要旨を朗読いたします。

凡例

四

一、この要旨は、人口問題審議会第八回ほし第十二回総会議事録より抜粋したものである。

二、委員各位の発言は多岐に亘つてゐるが、ここでは決議の内容に直接関連のある「意見」の要旨のみを收めた。したがつて、率実に與する意向あるいは、説明、さらに入決議の内容との直接の関連の薄い発言などにつけては割愛した。

三、表現については必ずしも議事録を逐語的に再現していはうが、その趣旨には特に忠実であるように努力した。

一 最低賃金制度及び家内労働法について

労 動 省

- (一) 労働省としては、中央賃金審議会による答申があるほか、労働問題懇談会という閣議決定の機関により最低賃金の問題を検討し、業者同協定による最低賃金制の推進という結論を得たところであるので、これらとはまた別に、人口問題審議会の決議が提出されると、これをどのように取扱うべきかについて困惑する。
- (二) 現在失業六百万ないし七百万という数字については、かたり問題があり、政策についての立論の場合には、より細かくその内容に立入つて検討を加える必要がある。
- (三) 労働省としては、最低賃金制の目的を低賃金労働者の保護、中小企業における過当競争の防止、ひいては産業の健全な発展ということに置いており、失業者を出すようほ最も最低賃金は考えていない。
- (四) 本格的な最低賃金制度が法的強制によるものでなければならぬことは承知して

いるが、中小企業を対象として実施状況を監督することは、現実の問題としてまだ困難であり、法的強制を行うためには、規範意識の成熟を待たねばならぬ。

(五) 家内労働法については、大筋としては当然その制定に向うべきであるが、家内労働の実態把握が極めて困難であるという問題があり、慎重に検討を加えねばならぬ。

農林省(文書によるもの)

国民経済全般の近代化を図るために、最低賃金制度の採用、中小企業の合理化を行うことは全面的に賛成であるが、その実施については、国民経済の構造を充分に考慮し、産業部門間の賃金格差が増大することのないよう各産業部門の近代化の歩調と合せて慎重に実施に移すことが望ましい。

通 产 省

(一) 通産省としては、潜在要素問題の解決としては、長期的には、国民経済の近代化合理化を通じて経済規模の拡大を考え、これに伴つて雇用の機会をふやすことが最

も根本的な対策であると考えている。

(二) 恶循環を断ち切るためにの要点として最低賃金制を実施するということは十分了解するが、最低賃金制を実施するための経済的基礎が必ずしも十分成熟しているとはいえない。特に現在過剰の状態にある中小企業は、漸進的な方策をとらないと、企業の脱落ということが起つて却つて社会不安を招く。

(三) 最低賃金制の法制的実施については、労働者の規範意識の成熟が前提となるければ実効が上らないから、業者同協定の推進という漸進的態度が適当である。

(四) 現在失業人口六百五十万の一部分が最低賃金制によってかりに頭在化したこととするとき、三十一年度の公共事業費総額二千三百億円で八十七万人の雇用吸収にとどまつていることを考えると、公共事業の拡大や社会保障の充実による吸収ということも限界がある。

(五) 以上要するに、通産省としては、最低賃金制を現在一律に実施することは消極的で、差しあたりは業者協定という方法で実情に即して漸進的に実現すべきものと考

れる。さうに、迂遠ではあるが、経済の合理化、近代化あるいは組織化を通じまして、できるだけ経済の場を拡大して雇用の吸収をはかることと、専門的に実施して行きたいと考えている。

経済企画庁

(一) 概括的に潜在失業何百万と言われるもののなかには、近代的な擬装失業、生産性の低いために所得の低い者、及び構造的な潜在失業というふうに、それぞれ異質な者が混在している。対策はそれぞれ別であるべきであるから、このような異質の内容に立入つて突込んだ分析が行われなければならぬ。

(二) 生産性の低いために所得の低い者のなかには、本末的に生産性の低い者とか、本末的に長時間労働ができるない者、生産性の高い労働に就き得ない者が含まれている。これらの者が労働に対する需要の増大に就業し、その結果数字的にりわゆる潜在失業が増加することを、一概に悲観すべき状態と見ることにも問題があろう。

(三) 潜在失業について低所得を個人ベースで考えることは、我が国のような家族至善

の企業の多い国では、問題があろう。

(四) 最も比重の大きい問題は、構造的・潜在失業に対する対策であるが、その対策としてはやはり産業構造を近代化するとともに年々増加する労働力の数と上廻る需要の増大をもたらすような經濟発展を導くことが最も大切である。この点の重視が必ずしも十分ではないようと思われる。

山中委員へ經濟企画庁意見と因縁して)

(一) 潜在失業のほかにもいろいろの型があることは勿論承知しているが、これを区分して考えることは、理論的にはでさても、數字的にあらわすことは現状としては不可能である。したがつて、決議においては、雇用されていながらその所得が低い、つまり低賃金ということに重点を置いて考へた。

(二) パート・タイムについては、パート・タイムでもよいかから効かして呉れというものが國の状態が問題なので、パート・タイムでもよいかから効いて呉れというようほ効力の不足した英國などの状態とは質的に異なる。

(三)

経済の発展、近代化が根本だということは勿論で、もしも差調の仕方が足りないなら差調して貰いたい。しかし経済の発展ということのみでは日本の潜在失業が解消しないことに問題があるので、経済発展と並行するよろほ形で雇用の近代化を促進せねばならない。最低賃金制度や家内労働法はそのためのものである。

(四)

わが国における実態が把握されていないから、最低賃金制度や家内労働法の及ぼす影響について的確な議論ができないと、いう意見は誰でも同じであろうが、さりとて潜在失業の現状をこのまま放置しておくことは許されない。この問題をとり上げるには勇気が必要なのであるが、わが国経済の現状にかくがみて、早く一応この問題をとり上げ、できる限度で手を打つておくべきである。

本多専門委員

表現が拙い点があるかも知れないが、この決議の趣旨は、経済の発展が雇用の面でかえつて悪循環を起すことを防止するつか之奉として、どくなに低くてもよいから、可能な限度で最低賃金制を原則的に確立して、その上で他の各種の施策と合

せて順次にその水準を上げて行こうというのである。失業者を出すような形で八千円とか六千円とかいう水準を一律に適用しようというような趣旨ではないので、その点の誤解のないようにして貰いたい。

稻葉専門委員へ労働省意見と廻り直して)

(一) 労働問題懇談会の結論に従つていうならば、経済的には情勢も変わることであり、より一步を進めて行く必要があるのではないか。一律の最低賃金制度とまでは行かなくとも、もう少し強い態度でこの問題を取り扱うことが、経済的にも今後の日本としては可能ではないか。

(二) 業者同協定については、もつと広範に推進し、出来た協定についてある程度これを政府が確認するとが保証するとかの、法的措置あるいは行政措置をとつたらどうか。

(三) 家内労働法的なものを全体的ではなくても局部的にでも作つて行つてもよいような条件がどこでいるのではないか。

(四) 要するに、自分としての意見は、労働省の意見（業者同協定方式）よりもこの決議の方角に近い。

滝田委員（労内省意見と関連して）

最低賃金制度は、直ちに完全に実施されなくとも、猶予期間を置き、あるいは雇用の条件とする（雇用後三年目には六千円とするなど）ことにより、法制的に実施すべきである。しかし一律最低八千円というような主張は却つて実現をおくらすものであるから、賛成しない。

北岡専三委員（文書によるもの）

(一) 最低賃銀制度と家内労働法によつて潜在失業を顕在失業化し、之を社会保障を以て救濟せんとすることは、学説としては兎に角、現下の我国の実際政策としては適当とは思われない。

原業者は我国の潜在失業者が幾何ありと考え、最低賃銀制度と家内労働法とに依つてその内幾何を顕在失業化し、それを如何なる社会保障によつて救濟せんとする

のかその計画を知るを得なかつたが、私は我国にて生活負銀を得ていない者及び普通の生産性を發揮していはい者と潜在失業とちえらば、我国の潜在失業は少くも千万人はあると思う。之に対し合理的な景気賃銀法と家内労働法を強制すれば過半は頭在失業化するものと考えはければなりない。之を社会保障を以て生活の保障を計ることは到底我が国財政経済の達成ところではない。富翁英國を以てしても社会保障は完全雇用を前提としてのみ可能であることはビバリッシュの云つた通りであり、第二次大戦後の社会保障が大きなボロを出していはいのは、完全雇用が実現されていはるからである。我國で潜在失業を頭在化し、社会保障での生活を保障せんとするが如きは健全な失業対策ではなし、況んや緊急対策ではなし。

私は最低賃銀制度や家内労働法は差当り実効を挙げ得る分野に小規模に実行して実験を重ねて漸次拡大すべきであつて、それはほるべく失業者を出さないと云うことを指導方針とすべきであると思う。

(二) 農業生産の近代化、中小企業の合理化もそれ自身同違つてないが、それによつて

大量の頭在失業を造出するのでは、問題の解決を一層困難はらしめる。

(三) 私は潜在失業対策は一般失業対策同様經濟の拡大と公共事業の拡大によるべきであると思う。それは現内閣の標榜しているところである。之に廻し公兎事業実施方法の能率化も必要であるが、世人の恐れているのはそれがインフレになることである。如何にして一般經濟及び公兎事業を拡大して、しかもインフレを来たさないようにするかと云うことが本審議会に譲せられ研究問題であると思う。それは、政府及び政黨が眞剣となるならば必ずしも困難ではない。適切有効な施策を献策することが本会の使命である。

沢田委員

北岡専門委員はこの決議を実行すれば失業者が出来るし、これを社会保障によつて救濟することは莫大な財政負担を伴うから困難だと言つられるが、本多専門委員はそういうことは考えていいと言つられる。この辺が大きな問題なのだから、突込んで検討が必要であろう。

諸井委員

(一) 基礎的な統計数字が必ずしも統一されていないから、政府の公式な数字はこうに
どうよろほもの整理して出すよう努めたい。

(二) めが国の現状としては、労働問題懇談会の出した業者商協定による漸進的な方策
が適當であつて、直ちに一律の線を引くことは混乱を起す心配がある。

(三) 最低賃金制については、労働問題懇談会→労働省という線と人口問題審議会→
厚生省という二本の線が出ることは困るから、その辺の調整をよく取つて貰
いたい。

二 農業政策について

農林省(文書によるもの)

ノ 潜在失業問題解決の方途を産業構造の近代化に求める点は、賛成であるが、その

場合における近代化は各産業部門の均衡ある発展に基かなければならぬ。このため大企業を以て構成される基幹産業の合理化は、当該産業自身の力によつて進めることとし、国は劣勢且つ後進的な中小企業、特に農業の発展及び近代化に施策の重点をおいて行くべきである。

- 2 農業の近代化を推進するため、国民経済的核算に合わせようとする純正の保護政策を再検討ししとあらが、保護政策は本邦産業部門間の不均衡を調整し、均等成長を助長することを目的とするのであるから、現在のような農業と非農業部門の價格差等が拡大する傾向を考えると、現在においても農業政策は保護政策的効果を充分發揮させたためには、今後といえども農業に対する保護助成的対策が必要である。
- 3 無論保護政策といつてもこれが徒に保護のみに終つては経済全般及び当該産業の発展を期し得ないのであるから、農業の近代化を推進し、他の産業部門と均衡ある農業の発展を助長しなければならない。

農業の近代化を進めるために、土地改良、機械化、有蓄化等の施策が必要となる。

り、このためには多額の資金を要するが、資本蓄積力の乏しいのが国農業の現状かうみると、財政扶助による積極的促進措置をとることが必要である。

4 広議中には第三部緊急対策として農業の近代化がとりあげられているが、農業に関する限り近代化は長期且つ漸進的に推進するのが適当であり、農政の内容も漸次そうした方向を辿りつつあるのであるから、緊急対策といったものとしてではなく、恒久対策として他の産業部門の動向をくらみ乍ら慎重な研究と準備の上に施策を進めめる必要がある。

山 中 委 員

決議に「国民経済的核算に合わない云々」とあるのについては、現在の日本の米穀会計が国民経済核算の上からいっても非常に大きな問題で、国内の食糧自給を確保しようというために、米穀を生産する農家としての核算点が非常に低いもの生産費をそのまま計算に入れていいのではない。そこでこれを合理化して、それらの農家が米穀生産農家でなしにたとえば農村工業というようなことで新しい収入の

場を見つけるようにする。かにわら、專業農家が安定した米の生産が営めるようは
措置を講ずべきである。

石井委員

(一) 現在の米価のきめ方は生産費に基くものではなく、パリティ方式によるもので
あって、この点に誤解があるのでないか。

(二) 現在の米価は本稟米作を棄ててもよい農家に米作を維持させるための米価であ
るというふうに認識することには賛成できない(この点、那須委員も同様の発言
あり。)

(三) 今日における食糧管理特別会計の赤字の本質は、生産者米価と高く維持してい
るために生じたものではなく、國民經濟的観点から消費者米価を据置き、一般会
計でその不足分を負担しているということにある。

本多専門委員

決議に「國民經濟的採算に合わない云々」あるのは、米価が國際的に割高であ

ることが賃金や輸出貿易にも影響していることを問題にしているのである。この国際的割高を修正するための農業生産の近代化の過程で、過小農の階層分解、零細農業農家の整理ということが課題とほつて来る。そこで、農業政策と併行して、産業構造の再編成が推進されなければならぬ。

那須委員

- (一) 灌溉、干拓等の事業は、国民經濟的見地からすれば核算のとれるものであり、もちろん予期に反して成績の思めしくはかつて例もないではないが、収益率は少くとも預金の金利程度にまでは行くといふ見込みのもとに行われているものと聞いている。
- (二) 米価の割高を修正することは、生産費を低下せしめる処理が先行するならば問題はないが、そうではなくて直ちに国際価格並みに切り下げるということであれば問題があろう。現に、終戦後暫くは米価は国際価格を下回っていた。これは戦後は農民が相対的に有利な立場にあつたので、国民各階層が、経済再建のため穀

牲である程度平等に貢献するという見地から止むを得ないことであつた。このようくせよ、というように簡単に結論は出せない。特に農民階級の購買力の安定、ひいては我が国の国内市場の安定ということが今日の好況の有力な原因の一つとなつていることも考へなければならぬ。

(三) わが国の農業保護政策の費用については、農村に過剰人口がしわ寄せされることはから考へて、農民が肩がわりしている失業対策費の一部の補償として理屈づけられる面もあるのではないか。

(四) しかし、もちろん、一反、ニ反という過小農が農業によつて自立しうるようとするというような農業政策は、農業政策を不当に拡大して救食政策とするものであるから賛成できまい。

農林省（ハ那須委員の発言と関連して）

一反・ニ反という農家についても、今ただちにこれを全然無視して放り出すという

ことは出来ない。農業外においてこれを受け入れる体制がどの程度できているかと
いうこととの関連において、始めて保護の程度が薄められるべきものである。

稻葉専門委員

(一) わが国の農業政策は、下層農家の保護と称しながら却つて下層の人々の軋落を
招来しているのは矛盾ではないか。

(二) 国民経済的に見て有効な投資であり労働力の吸収に役立つとすれば、多少農業
投資を落して他の投資に持つて行く、それに対して政府が責任を持つというやり
方は悪いのか。

(三) 総じて農業保護政策は、あまりにも政治的でははないか。

那須委員　（稻葉専門委員の発言と関連して）

(一) 米価が政治的に決められているという点については同感で、パリティ計算につ
いてもこれを恒久化することは納得できないし、ことにパリティ計算と称しながら
は実は政治的な勢力関係でかなりそれが動かされている。米価や米穀管理制度に

つりては、相当思い切つた改正をした方がよいとと思う。

- (一) 高米価が米を購入する小農に不利益を与えることは事実であろうが、高米価によつて農村経済全体がうるおい、その余沢を米を購入する農家も受けるという關係もあるから、高米価が米を買つてゐる農家に常に不利とは結論できない。
- (二) 農業投資を他の産業投資に転換するべしということについては、やはり程度問題で、農民の貯蓄は兎に農業外に多く投資されており、むしろ農業資金が枯渇するという現状であるから、これを国がある程度カヴァーすることが適當ではないか。

農林省

わが国のごとく農業人口が大きく、しかも農業における過剰人口が直ちに他の産業に出て行くことが不可能であるかぎりは、農民の所得水準を他の一般国民の所得水準とある程度バランスがとれた形で上昇させて行くため、農業生産力が他の産業に比べて著しく劣勢にならぬよう、生産性をいかめることが国民经济としては望ましい姿であつて、そのような見地からすれば今日のわが国の農業保護政策

は決して過大であり過重であるとはいえない。

三 公共事業及び失業対策事業について 労働省

失業対策事業については、その生産性の低さは確かに問題であるが、特別失業対策事業の枠を設ける等の方針により、逐次生産性を昂めて行くことに努力している段階である。

建設省

潜在失業対策の一環として公共事業を活用し計画的に失業者を吸収する場合には次の二点を特に考慮しなければならない。すなむち、(1) 現に紹介される労務者には高令者や女子が多く、民間産業の景気がよくなつてこれに失業者が吸収される機会が多くなるにつれて、ますます紹介される労務者の質が悪くなる傾向があること。(2) 廉価的で公共事業が採り上げられるようになつたため、事業の施行地が、失業

対策上の要請に必ずしも適応しがたいという傾向が次第に強くなってきたこと、である。

産業専門委員

公共事業については生産的な面と雇用吸収の面の二つを結び付けて行かなければならぬのであるが、生産的な事業はあまり失業者を吸収することがござなり。だから、この二つの面を割り切って分けて考えて、ある個所では主として労力によることとして多くの失業者を吸収し、ある個所では主として生産的な面に重点を置いてその経済効果を期待するというふうに、公共事業の効果的な運営を図るようにして貰いたい。

飯沼委員

工業地帯はある特定の場所に集中するよりは全国的に適当に分散されることの方が望ましいから、公共事業費も大都市に偏せず全国的に適当に配分されることが望ましいと思う。

北岡專門委員

二次産業の振興によつて失業者を吸収するといつても、商岳の国際競争力を高めるためには生産を合理化しなければならぬから、この面での雇用吸收はあまり期待できない。したがつて雇用拡大という面については、公共事業がかなりの部分を背負わねばならぬと思う。

四 商業について

村瀬委員

我が国の商業は、やもすれば過剰人口の尻ぬぐいをさせられるという傾向がある。経済五ヶ年計画でもそうほつてゐる。これでは困るので、過剰人口をすべて商業が吸収するということではなく、流通機構の合理的な形態、合理的な対策はどうであるかという見地から、純経済政策的に商業政策を確立し、過剰の分の人口は、社会保障その他で考慮することとすべきである。

○ 永井委員 ありがとうございました。

それではどうぞ皆さんから御意見より御発言なりと願いたいと思ひます。北岡さん
一つ皮切りを願います。

○ 北岡専門委員 この問題は非常にむずかしいので、各方面から妥当と認められかつ
有効であるといつてようは意見を出すことは、私は不可能ではないかと思ひます。
これとまとめて上げる永井会長の苦心もそこそく思われます。私も勝手な意見ほら
幾らでも言えますけれども、現在各方面にまあまあといつて承認されるようは意
見をちよつと出しかねるので、私ちよつと今伺つてみたところでは、この論
争がされましたのは、まだ日本の割合に景気のよかつた時代で勢い失業者は減り
つつある。しかしながら潜在失業が残つてゐるから、この潜在失業をどうするかと
いうことだと私は思うのですが、その後日本の経済事情が変りましてむしろ政府は雇用の
政策をとると云ふふうになつて参りましたから、私はこの秋から来年の春にかけま
してずっとまた失業が多くはつてくる。潜在失業ではなくて今度はほんとうの失

業をどうするかという問題も起つてゐるので、ほんとうに本審議会がこの問題を取り組むためによほど真剣にからなければいけないのではほいかと思います。ここにいらつしやる方は相当みほりつぱな方でござりますけれども、今までのようふる審議に臨んで、そこで考えるというようなことではいけないので、ほんとうにこの問題に取り組んで考えなければこの審議会の使命を全うするような意見が出ほりのではないかと思ひます。これを考えたころから形勢が変つたということも意識これまでして、もう一ぺん再出発してこの失業問題について真剣な審議に入られるようにお願ひしたいと思ひます。私の意見としましては、ごく簡単に結論を申しますと、日本のようなこういう人口過剰の国で、日本のような国民もあり自覺のないところで自由経済とどつておつたのでは、インフレの適應といえども失業はすつかりほくなうないので、日本のような人口過剰の国において、諸般のいろいろは日本の実情に即してみると、自由経済では長期にめたつて失業をほくすることはほとんどでござないのでないかと思ひます。自由経済をある程度修

正するという腹をもつてからなければ失業対策は立たないのでないかと思ひます。これは簡単にほ人の概要を申し上げただけで、かえつて誤解を招くおそれはござりますけれども、ちょっと今永井さんから発言を求められましたから、簡単に私の結論だけを申し上げておきます。

○永井委員 人口問題研究会で決議をいたしました趣旨はこの前の会の席で皆さんの御了解を得たと思ひますが、もう一ぺん本多さんから決議の要旨を皆さん方に御説明を願えますまいか。ここに要旨を書いたものもありますが、そうしていににくと皆さんの御審議に非常に好都合ではないかと思ひます。

○本多専門委員 簡単に申し上げます。今北岡先生から景気が変ったからという御注意がありまして、これは大へん大事なことでまた文章は全部書きかえなければならぬと思ひますが、実際に人口問題審議会あるいは人口問題研究会としてこういうふる在失業対策というものを取り上げております態度いたしましては、むしろほんとうに長期政策として、あるいはそういう景気変動ということを一貫してせ

ひとも取り上げなければならぬ問題あるいは対策という意味ですべてのことと
考えていいのだ、そう言つていいと思うのでございます。その点はこの前も北岡
先生が御発言なさいましたように、人口問題審議会としては人口問題の見地から
こういう問題を取り上げなければ意味がないということをおつしやいましたが、
そういう考え方でございます。そういう考え方で見て参りますと、今までこの審
議会でいろいろ議論これまでに問題点、一番議論の集中しに点は最低賃金制度を
どう具体的に実施するか、という点であつて、ようやく思うのでございますけれども、
實際に人口問題研究会の決議、即ちこの審議会に参考資料として出されておりま
すこの決議をいたしましたときにも具体的にどんな方法で最低賃金制度とするか、
あるいは実施に移すかという問題ではなくて、日本の経済構造と不可分に結びつ
りてゐる潜在失業問題を解決するのにぜひともやらなければならぬ一つの政策
的な焦炙として、最低賃金制度というものを実施するという気持を確立すること
が必要だということをたつておけほんでございます。それを實際的に具体化す

る場合にどうするかということはこれはむしろ人口問題研究会なり人口問題審議会ではそう深入りしなくてもいいのではないかと私は考えておりますし、この決議をした場合もそういう気持でやつておるわけでござります。ですからこの決議で最低賃金制度を取り上げておりますのは、むしろ最低賃金制度とどういう形で実施するかということではなくて、日本の経済の現状がむしろそういう制度ほしに、現状のままでは景気がよくはっても、あるいはよくはればよくはるほどむしろそういう潜在失業がふえるというような悪循環的な現象を起しかけているという現状の認識であります。その上に立つて少くとも経済拡大政策をもらおんを一にやっていかなければならぬいわけでございますが、それをやる場合にそれが悪循環を起して元も子もなくしてしまう、あるいはかえつて悪い結果を起すということを防ぐ支えとして、とにかく原則的に最低賃金制度をとるという方向を一本はつきり確立してかかる必要があるのでないか、それが実際にその目的を達しますにはもちろん長い期間を要するわけでござりますけれども、そういう態度

とは、さりするという意味で、今日最も緊急は対策である、そういう意味で緊急対策として取り上げておるわけでございます。ですから実際の議論といったしましては、私の非常に個人的な意見になるかも知れませんけれども、最低賃金制度はどういう形でどうやるかとか、やつたらどうなるかということよりも、むしろこの決議の精神としては、そういう態度を、多少とも摩擦を起しても現在緊急に確立しなければならないという理由を、つまり日本経済はそういう意味で、拡大政策をやつしていく場合、これはやつていかなければならぬのですが、やつしていくとむしろ悪循環的現象を起すような必然性あるいは本質的な構造を持っているといふ現状判断そのものを、むしろ問題として取り上げていたにかなければならぬのでないかと思うのであります。そういう心配がないという御判断になればこれはまことに同慶の至りだ人でありますけれども、そういう現状分析というものを出発点に置いておきませんというと議論があまりこまかい具体的な問題に走つてしまつて、雇用審議会のようなどころで議論される具体策の議論になつてしまつてしまつて、

もう危険が非常に多いと思うのでござります。そういう意味で何か決議の趣旨と
話せというお話をございましたが、あの決議を今度この人口問題審議会で参考案
として採用にはならない、そういうような根本問題から一つ一今も北岡先生
も御発言がございましたが、もう少しじっくり議論をし直していくにいためにい
うような感想を持っております。非常に勝手な発言でありますけれども、申し上
げました。

○永井委員 大体今本多さんから申し上げて通り人口問題研究会の決議は現状分析に
重きを置いたものでありまして、この審議会でいよいよ具体的に最低賃金なりある
のは家内労働の問題なりその他の問題について具体案を出すようにしたいという
のが私どもの希望であつたのであります。皆さんの御意見を伺いますと、起草
委員会を作りましたときに、この部会の皆さんの御意見を尊重して、ここで審
議をいたすようになろうと思ひますから、どうぞ皆さんが漏れなく御意見を拝
聴したいと思います。人口問題研究会の方に御出席の方も二、三お見えで

ありますけれども、必ずしもみな同意見であつたわけではありません。一つは美濃口さんから当時のあほどの御意見を御遠慮なく出していただきたいと思います。

○ 美濃口専門委員 今までいろいろ御意見を伺つておりますと、いろいろな考え方の問題があると思います。一つは潜在失業という言葉が使つてあります。何が潜在失業ということがはつきりしておらない。結局低賃金労働者ということ、たとえばここで五万円もらつていて普通の人人が、仕事がないために四万円もらうというと、これを潜在失業化していると考えるかというと、私はそういうふうにこの言葉を使つておりません。ここで言いますと、低賃金労働者というようなことだけだと思います。非常に能力の低い人、低賃金の人は全部潜在失業者、そういうふうと一体幾らがらが潜在失業者が非常にいろいろ議論されていけるのですが、何が潜在失業かということがはつきりしないのです。それが最低賃金とからんではつきりしないのだと思います。もう一つは失業の問題につきまして、これは北田先

生のお話を伺いましたが、政府で議論されておる完全雇用の問題につきましても私はいろいろ考えておりますが、何が完全雇用かということがどうもわかつていらぬのではないか。失業者が全然いないという状態は、失業する自由がなくほつて強制的にやめにうどこへ行くかということを止められる事にはる。そういう場合には、ああいう仕事はいやだ、こういう仕事はいやだということができないから失業者はいなくなるが望ましいことでは有り。完全失業として三%以上のものがあるのが望ましい。普通の状態では五%。大体今の日本は二%、私に言わせれば超完全雇用、もしそれ以上にやるとすればインフレーションになる。そこで何が完全雇用かということが少し違つておろと 思います。

これは別の話ですが、それを越えてやろうとすれば、石橋さんが何か完全雇用といふこととインフレ政策と同じにおどりになる、そういう誤解がある。もう一つ完全雇用という場合にはいつか六ヵ年計画のことといわれたのですが、それは全部雇用ではあるけれども、完全雇用ではない。

そのときの完全雇用というのには何が置いた意味があるのです。

完全雇用という意味は、アメリカで景気のいいときに人の異動がある限りにおいて摩擦的な失業はなくなりません。季節的な仕事、たとえば渡止場の人足の仕事の変化、季節的にクリスマスのときには仕事が忙しくなる。そういう変動があると思います、そういう点で摩擦が全然ないということはないと思います、それが本当の完全雇用です。もしそれもなくそろそろすれば強制労働しかない、上の全部雇用というのはそういうふうな考え方です。一般的に根本と言いますと、潜在失業の意味にこういう意味だと私はとっています。

そこで日本の潜在失業とはかる場合に潜在失業の量がはかれないと標準にすか、一般の平均より下といふことになれば、これは貧乏にそろえてしまえば完全に潜在失業者はなくなくなる。どんほ高い生活水準になつても所得の差がある限りにおいて貧乏人はいるわけであります、ですから私は潜在失業というような問題を最初に取り上げたのは貧乏化する、そう私は考えております。その場

今の雇用の問題はとにかく働き口を与え、働き口を与えるということだ。そうではなくに今度は生産水準を高めるためにはどうしたらいいかということが中心になると思います。そういう意味で私はオーナー大事なことは、一般に生産性を高めることが前提だと思います。

それには潜在失業者に対して、金子さんがおっしゃったように、やはり日本の産業構造そのものと高め、もつと低い形態から高い形態に高めるという問題と板つて、その前提ができて上でその問題が片づくと思うのであります。ただ最低賃金の問題というふうに限つてきたように、その点を申し出すならば、そういう人口収容力の対策、むしろ日本の産業の高度化、たとえば工業にいたしましても日本は非常に低賃金労働者が多め、そういう産業しかない。日本について私がなぜそういうことを言うかというと、中小企業が賃金が低いかということがこの間の馬で出ましたが、一体生産性を高めることのできないような種類の産業が非常に多く

い。そういうところに低賃金がある。そういう産業構造でほしにもつと高度の産業に移していくということをやらないと、全般的には高められないのではないかという考え方を持つております。それから最低賃金法の問題については、大体三つの原則があるそうです。それは生活賃金という原則と公平賃金の原則、一つは産業の負担能力という原則がある。そういう意味からいうと幾ら低くてもいいのではなく、これは必ず最低賃金より以下に下らないということなんですね。

ここで最低賃金という場合にそういう点をもつとはつきりして議論しないと、ただいたずらに混乱してしまう。それからもう一つ私が申し上げたいことは、過剰人口とおっしゃいますが、一体どういう意味で日本は過剰労働力ということが私はよくわからぬ。どういうことと過剰というのか、とにかく明治初年から人口過剰といわれておったので、今ごろ九千万ほんものすごく過剰になつてしていると思います。こういう点ももう少し議論を整理などつらいいと思います。私は全体

の結論としては、この問題はごく一部のものであって、もつと潜在失業に対する
対策としては生産性を高める、産業構造をもつと高度化する。ただ景気の変動とい
つては、ことではほほしに、意識的にやつていきたいということを強調しない
わけあります。そういう点で別に反対がありませんから賛成したわけなんですが、
私の意見と言えという話でしたのでちよつと申し上げました。

○永井委員　三原さん、あなたは言論人として大局から見てこの寮にどういう御感想を抱かれらるか、一つ忌憚のない御意見を漏らしてくださいただけますまいいか

○三原専門委員　欠席ばかりしていゐのでどういうふうになつてゐるのか存じないのですが、先ほど本多さんがおつしやつたように、やはり技術的なこまかい点まで人口問題審議会としやるのはちよつと行き過ぎじやないか、雇用の問題、労働の問題、そういうことは雇用審議会などがやはり本取である。といつてこつちが全然関係がないわけではないので、一応人口問題という立場からこの問題を見たときはこうだというところでいいのではないか、こういうふうに思うのです。それからやはり一応大事な問題だからいろいろなそういう角度から見た場合に、この問題は重要性があるといつた意味で決議なり勧告なりするということは、そういう形で審議会に勧告すればこれは新聞が取り扱いますから、それで国民全体に非常にこれは重大なものだという認識を与えるだけでも私は非常に意味があるのではないかと思います。こういうふうに思つております。

○永井委員 それでは林さんどうぞ。

○林 委員 結論的に言いますと私は二つの点を申し上げたいと思います。第一の点は本多委員の言われました潜在失業対策に対して長期的な観点から最低賃金制度を考えていくことが大きな原則的な筋であって、具体的な問題については人口問題研究会の案というものはあまり配慮しないというわけではありませんけれども、ともかくも筋を出す。将来どうしても最低賃金制というものを原則的に考えていかなければならぬ、こういう説明、私は全くその意見に一致しておりますのであります。ところで各省の御意見というものがすぐさまこの今の原則的な問題を具体的にすぐ対策を現わしていくというようにとられておられた関係からいろいろ問題が錯綜してきたようになっております。原則的な意味につきましては、他の失業問題のいろいろな審議会でも、将来の景気、不景気にかかわらず潜在失業層というものがわが国の産業構造の体質上からして肥大するし、悪循環的に増加することもある、またそれに対しても最低賃金制度というものが基本的に必要である

ということは、一致して認めておるのではないかと思います。

ただこれを具体的に現わすということについていろいろなことをやらなければならぬ、人口問題審議会が行き過ぎてはというような御懸念があるのでございますけれども、今申しましたように人口問題審議会あるいは人口問題研究会が案を立てた趣旨の上ではきわめて原理的な幅の広いようなことを研究しておるようと思ひますので、従つて労働省で業種協定というような線でやつても最低賃金制度の原理的なものの一つの現われであります。必ずしも全国的に法律で一律的なことをするべきではないことは人口問題研究会の審議の結果ではないのであります。非常に幅の広いものであります。現在においては業種協定でいくとかあるいは行政的な措置でいくとか、こういうような線も人口問題研究会の線と一致するのではないか。決してわれわれの方の研究会の出したものが労働省の方でおやりになる事柄と矛盾するものではないように考えてあります。できればある行政的な措置でも最低賃金制を原則的に認めていただけば、その実際問題の解決に対

しては、むろんわざかな試験的なものでもよければテスト、ケースとしておやりになつても差しつかえない。最低賃金制の橋頭堡を攘くというような措置をおどりになつても差しつかえないのではないかというふうにきわめて幅の広いものであるというふうに考えております。もう一つの点は、これは人口問題審議会で案を作るときでも私個人的な考えを申しましたが、潜在失業といふような問題がこの報告書にもありますように、政府の賃金審議会におきましても、それから他の学者の意見といたしましても、潜在失業問題を論ずる場合において実態がわからぬといふことが一つの非常な欠陥になつてゐる。人口問題研究会で案を立てるときにおいこもこの潜在失業の実態といふものがわからぬ。実態が明確にならぬ上で議論をしたところでこれの合理的な解決はないし、実態のわからぬものに対してもいろいろ議論したところでは一向琴線に触れるところにいかぬということが、いろいろな審議会において主張されておりますので、どうしても政府は大いかけに潜在失業の実態の調査をすることが必要であります。

特にわが国は著在失業の実態といふものが非常に複雑怪奇でありまして、これに對して実証的な調査研究といふものはほとんどされておりません。それは部分的にはあるかもしませんけれども、わが国の著在失業の実態といふものは非常な特異性を持つたもので、どう考へても二十や三十の著在失業の類型といふものがあるのでありますて、それを無視して最低賃金制度をやるとかなんとかいふことは実情に即しない。

だとえば労働省で一つの業種について橋頭堡を築く上においておやりになるとしても実態がわからぬのです。これは各省共通な問題になつてきますから、人口問題審議会の決議としては附帯条項でもいいから、予算を伴つた大じかけなわが国の著在失業の実態の調査研究をしてもらいたい。著在失業の類型的なものをどうえて実態調査をおやり願うように要望してもらいたい。これは非常な費用かかると想います。断片的な計数をやることもありましようし、いろいろな方法があると思ひますけれども、わが国の著在失業の実態調査をやるといふことを人

○ 人口問題審議会の決議としては、附帯条項でもよろしゅうござりますから入れてい
ただきたい。これはさらに各省の問題とも連関することになりますから、人口問
題審議会としてはこういう潜在失業の実態調査の大じかけなものを政府に建議す
るということは私は必要なことであり、人口問題審議会の決議としてはふさわし
いのではないかと思います。これは日本特有の潜在失業の実態が判明しないで政
策を立てても非常に合理的でないものが現われてくると思いますので、その二点
を私は申し上げたいと思います。

○ 飯沼委員 私もこの間いただきました書類の中に書いてあります諸井委員の御意見
の中には、労働問題懇談会と労働省といふ線と人口問題審議会と厚生省といふ二本
の線が出るということ、私もこれは両方で同じようなことを研究されるのかと実は
今まで考えておつたので、これはどういうふうになるのかを考えておりましたが
が、先ほど本多さんのお話を伺いましたと、必ずしもこれは同じ問題を取扱うので
はないということがわかりましたのですが、しかしもしそうだとするとこの人口

問題審議会において研究すべき問題の焦矣をもう少しはつきりさせていただいた方がいいのではないか、各省の意見を見ましても最恵賃金制度を実施するということが理論上は大へんけつこうなことであるが、問題はその制度の立て方、具体的にはどういう制度を立てるとかという点に問題があるのだろうと思います。その制度の立て方によつては今必ずしも急いでこれをやることが適当でないというような意見が多いようです。やはりこれを政府に実施させるためには、私は具体的な制度をいろいろ研究し答申するということが必要ではないかと思うのであります。そうしますとこの審議会の答申としてどうしてもやはり先ほども労働問題懇談会もしくは中央賃金審議会、それと労働省の線というものと重複するようなことになりゆしないか、重複せずしてしかも人口問題審議会がどういう結論を出したらしいのか、具体的にということになりますとその点がどうも私にまだはつきりしないのであります。この審議会として審議研究すべき問題の焦矣といふものをどういう点にしほつていくか、それをまずオ一にはつきりさせていただ

へことが必要ではなかろか、私はこんなふうに考えております。

○村瀬委員 先ほど北岡さんの言われたように、この人口問題を審議し始めてから社会の情勢が非常に変つてきてることは事実でありますから、この人口問題調査会においてはいろいろ基本的問題を調査するという点もしかるべきでありますがあながそりうような事情の非常に変つてきてるということを審議して、いすれ委員長のお話にもありましたように、起草委員会で詳細に御検討になるといふことであります。その御検討の際にそういう事情の変つてゐるということを十分に考え御検討を願いたい、かように考えております。

最低賃金法の問題等について、これはたとえばこの実施の問題についてはまたそれ忘れいろいろな意見があると思いますから御検討願いたいと思ひますが、一番大きな問題は根本的問題についてもう一ぺん十分御検討を願つて、そして御立候願いたい、かようになっております。

○永井委員 稲葉さん、最低賃金制度を設けると現在失業が必ずしも出るかどうか、

出てもいいのかどうか。出ていかなければどうしたらいいか。そこでどうも皆さんの御意見が統一されていないようですが、一つ御意見を聞くとしていただけませんか。

○ 稲葉専門委員 労働問題懇談会が決定しそして労働者が取上げようとする方向は、それが最低賃金と言えるかどうかわかりませんが現在局部的に、清水などでやつてゐるよう、最低賃金をきめるわけですね。業者と労働者が……それをだんだん進めていくて地域別とか産業別にしほつていつて積み上げていこうという方式です。そういうなものをやるべきだ、それと同時に政府は賃金の実情とかそういうものを考慮して、すみやかに中央賃金審議会で実情を調べてやつていけど勧告をしたわけです、そして大体労働者はその線に沿つて今中央賃金審議会の諸君を介して最低賃金法を実施しようという方向に向いていることは事実です。ところで私はあまりよく知りませんけれども、今永井先生のおつしやったことに関連していえば、雇用に影響を与えるかどうかということは出てくる最低賃金

の内容いかんによるだろうと思ひます。つまり相当強い形の最低賃金でやれば成り立たない企業が出てくるわけですから、当然半面においては失業が予想される。しかし現実にやつてゐる程度のものから始めていつて積み上げていこうといふことにすれば、形式上は最低賃金であつても、それが実施されるというところまでの強制力もない。また非常に低いものであるとするならば、それが直ちに失業その他のをひき起すということはこれは必ずしも言えないと思う。要はいかなる形の最低賃金が出てくるかということによつて違つだらうと思ひます。

もう一つ考えてみなければならぬ点は、現在日本はディス・インフレの調査過程にある。つまり過去二年間の経済成長度が高過ぎて、輸出増加にもかかわらず輸入をまかなえないという形にあつて、経済の成長度を鈍化させようという政策をとらざるを得ない形にきてゐる。しかしこれが政府の言うように半年で解決をするか、あるいはやや長期化するかどうかということは、今後によるのですけれども、少くとも過去二年間のようには国民所得が年率一〇%とか一一%で伸びて

いくということは今後一、二年間はあまり予想されない。また今度出た経済白書にもありますよウに、今後は日本は経済拡大の過程において、基礎的な設備投資、重工業、化学工業に投資の重吳を置いていきますと、それからくる成長度及び資本の効率からくる所得の増加、雇用の吸収率はだんだん停滞する傾向にある。だからそういうふうなことが今後始まろうとした場合には、最低賃金が出るとか出ないということにかかわらず、ある程度労働経済の変化といふものはあり得る。それが雇用の吸収力を絶体的に減少せしめるか、あるいはやはり緩慢な形で増大をせしめるか、増大をしなから今言つてゐるような二重雇用、といふのですが、近代的労働者がふえると同時に、反対に中小企業の方の低賃金の労働者がふえるようなる形の格差がより強くなるかどうかわかりませんけれども、大体それに対する措置を講じないとしますと、経済の成長度が鈍化をするということはその問題がより深刻になつてくる。こういう事態に直面をする。

しかしそれは最低賃金がくるとかこないという問題でなく、やはり日本経済の

調整過程に伴つて、少くとも輸出が伸びるか、よほど貯蓄ができるかという条件がない限りにおいては、今までと違つた形の動きが行われる。それからくる復興に直面をしなければならぬ」という必然性を持つてゐる。

だから永井先生がおつしやつた最低賃金については、今後政府がところうとする方向いかん、しかしどういう形の最低賃金をとるか、といふことは今月の末か来月の初めに中央審議会が発足して、それから繰り直すのですから、今のところ現実的にどういうものが出でてくるかわからぬ。

○ 永井委員 厚生省の御意見を一つ参考に……。

○ 黒木専門委員 おまとめになる場合今までの御論議を聞いてみると、どうやら対立した次のような見解があるようと思えるのであります。

一つは人口の収容力を経済発展によつて行うということは、先般の決議の通りであります。これは文句ないので、どうも一部の委員の方は経済の発展あるいはそれを計画的にやればそれで問題が解決するような傾向の御発言がありま

す。ところがそれに對して、いやそういうような経済發展あるいはそれを計画的にやつたにせよ、ある委員の言葉では統制をある程度えたとしても、これだけでは過剰人口の問題は解決しないのであって、やはり雇用の近代化といいますか、そういうもののがなければかえつて懶従環をきたし、問題はいつまでも解決しないという御論議であります。

その二つの対立した意見が平行線を辿つてゐるようと思えるのであります。

このへん一体どういうふうに調整をなさいますか。あるいは果してどちらの方が理論的で実情に合つてゐるのか、建設的なのか、こういうようなことについて結論がまずあるべきじゃないかというような感じがするのでございます。

それともう一つは、過剰人口とか潜在失業とか、最低賃金とかいうような問題がそれそれみんな関連する内容がいささか違つような感じがいたします。ある委員は最低賃金というとかなりな程度の高い、ある程度所得を保障するようなこと(潜在失業者が顧在化する)も考えておられる方、從つて最低賃金というとすぐ失業者が顧在化するというよう

にお考えになら、しかし必ずしも最低賃金という場合にそういうような固定した觀念でないという御意見もあるというよう、とも論議していふ言葉、觀念が食い違いがあるよう思います。

そういう問題を一応整理した上であるいは共通に関連されているものがあるに違いない。潜在失業についてもいろいろ議論はあるにしましても、やはり共通した觀念が私たちはあると思うのです。そういうものを一応お互に了解するということが必要でないかというふうに感るのでございます。

○ 稲葉専門委員 実はこちでいろいろその問題に御審議をなさつてゐる間に、雇用の問題あるのはそれと関連した経済政策あるいは経済長期計画の問題が政府の他の部局で、あるいは与党で相当進んできているわけです。おそらく御存じの方もあるだろうと思いますけれども、若干それの問題点を一つ申し上げてみたい。

自民党は石橋内閣以来できるだけ早い機会に完全雇用に到達する、むしろ雇用政策をオートして経済計画を立てるということ、今度の岸声明にもあるわけで

すが、それに即応して幸い政府が今経済企画庁で長期計画をやるので、できるなれば党のイニシアテーヴで完全雇用ができるような方向へ政策を持つていきたいということで、今度大蔵大臣になられた一万田さんが二ヶ月以来いろいろ学識経験者を集め、その問題を相当論議されて、ある程度中間結論が党に出ているわけです。

しかしどんだん議論をしていましたときに出てきました問題は、経済の拡大と安定をどういうふうに結びつけていくのか、つまり拡大の方ばかり考えていいけば結局今度と同じようインフレを回避しようとすれば、輸入を増加していくとか、国際収支がマイナスになつて保有外貨がなくなればこれ以上前進しようとしても前進ができなくなる。どんどん到達した結論は、完全雇用というけれどもやはりそう完全な完全雇用というものはできない。五年なり七年なりで解決をする意味のむしろ経済の計画の方が中心であつて、そういう方向へ日本はやるべきじゆないかというようにどんどん向きつつあるといふことは事実です。しかしそういつ

たような寒が虎の中に入りますに従つて、それでは何のための政治かわからぬ、こういつたよなことも出てくる。これがやはり日本の基本的な悩みだらうと思うのです。

この悩みを調整をするといふことになると、なかなかそれをの立場がありましてむずかしいまま現在にきているという事実があります。

次に経済企画庁では前の五ヵ年計画を改訂をしなければならぬといふことになつて、そして今改訂の基本方針を作るためにいろいろ作業をやつたり、その作業の前提はかりに国民所得が年率三十二年がら五年間五%、七%、九%になつたとさきに、一体その場合の経済循環がどうなるか、つまりその意味は国民経済の成長度が高くなつたときにそれに必要な所得の規模、生産の規模、輸入の規模、またその循環の過程、あるいは雇用の吸収力がどうなるかということを大体五ヶ年間の趨勢をもとにして、五、七、九の計数を作つて、その中でどの形が一番合理的であるかどうかということを推算をして、最後的な決定には至りませんが一応

六、五名で計算をする。それを基礎にしていろいろ経済循環を考慮するという形に先日結論が落ちついだのです。

その過渡期に一応過去の趨勢値を持つてきて七名ずつ国民所得が増大をしていく。過去の労働生産性の増加が一応考慮され、それによつて生産性の向上を考えながら、農業の方が出入りなしとした場合に、二次産業、三次産業にどの程度新規雇用の吸収力があるかといふことが一応推算をされておる。詳しいことは私もよくわかりませんけれども、一応出ました結論は三百五十万人の新規雇用が五年間に吸収できる。実際はもう少し厳密に計算をしますとそれより下つてくる。こういう形にならわけです

そうすると大体今後十年間の生産年令、人口の増加、学卒その他のもの未交替分と引いて大体三百万ないし三百五十万人という線は新規に増加するものがやつと吸収できる。だから七名の成長度では労働緊張度合といふものは全体としては緩和しない。こういったような形になつてくる。それではそれを緩和してい

くために経済成長度をもつと大きくして、たくさん人が働けるようにしようとすると、輸出貿易の伸びが、大体基本的な数字としては世界の貿易量が5%増大をしていく。日本が一〇%増大をするという前提に立つていいのですが、それがもつと拡大をするか、国内において貯蓄がもつと増加をするという条件なしには、労度緊張度合は緩和されない。こういったようなマクロ的な見方が出てきている。

そこで基本的な線としてはそういう形に基礎を置いて六、五になるともう少し下りますから、その数をもとにいろいろな政策のあり方を検討しようじゃないか、こういう方向にきています。しかしながら雇用の吸収力についてはいろいろ問題があるので、一つは国勢調査の実績に照しても出入りはあるけれども、農業人口というものはやはり減つていて、今後の場合において農業人口は減らないといつても別に統制するわけにはいかぬのですから、減らないで^{やつて}いけるようなことになるか。そうすると今度は要就業人口の方にシワが寄るから未就職者の問題というものに対する対策を考慮しなければ、労働緊張度合はもつと悪くなつてくる。

こういう可能性がある。

第二の問題として数字の中から現わせる論争はあつても、だんだんとダブつき雇用がなくなりつつある。こういうことを前提すれば、過去の趨勢値で就業人口が増大をしていくという考え方は考え方直すべきではないか。もう少し七名であつても就業者というものが増大をしていくというふうに考えられないかどうか。

第三の問題は実はそういう形で推移をしますと、過去の必然性で、ちよつと審議会の皓論にも出ているようには、雇用の二重性というものがあります今後も強くなるということによつて生産が維持できるという条件が伸びていく。そしてまた近代産業が合理化すればするほど、中小企業はより低賃金の上におりてしか伸びられないから、もつと矛盾が場合によつては内攻するという形にもなる。それでも果して合理的な完全雇用に前進するいうことが対策として考えられるかどうか、こういったような問題に対してやはり基本的に再検討すべきじぢないか。これは若干私の個人の主観が入つていますけれども、そういったような問題が出てゐる

わけです。

五八

今度出た経済白書の中にゐる経済の二重性と雇用の二重性というものがある程度じくラフですか、ども書いてある。要するに人口問題審議会で出でている問題は、これを人口だけではなくして、経済的な側面から見てももつと基本的な問題であつて、簡単にそれに対して割り切つた結論というものを出すことはむずかしい、そういつたようなことに日本の実情からいえば向いているのじやないか。

個人の結論は、大体七名かりに経済成長度があれば、もう少し雇用の吸収力といふものは高いのじぢやないか。それと同時に財政措置そのものにおいて格差をなくすとか、失業対策をなくしていく、こういつたようなことをやつていくことにおいて徴的な二重性がより増大するということは克服できるのじやないか。こういつたような角度でやや前進したような形を考えるという方が合理的じやないかと恩うのです。しかしあそらくこういう示唆があるのですけれども、現実にいろいろ政府の施策、経済の全体的な動きを講ずるといったとしても、やはり落

ちつくところは皆さんの言つておることと裏腹にならということは頭に入れておいていただきたいと思います。

○ 黒木専門委員 実は厚生白書に経済企画庁の例の経済白書で経済の成長が非常に急激なものがある、国民生活の水準も上ったということが強調されていましたのありますけれども、厚生省の立場としてはしかしやはり取り残された階層が、われわれは累積という言葉を使つたのですが、それは結局沈没をするようにということあとで御意見を修正をいたしましたが、そういう考え方で経済の成長だけではそういう低所得者の問題というものは解決しないのであつて、経済成長度とは別途にあるいはそれと併行して何らかの特別の措置がいる。経済の成長、これは計画的についにやろうとしても自然の成り行きにまかしておつたら厚生行政の対象は累増するものだということであつたのであります。

おそらく今度発表される白書についてはそういうことが問題になつておるようになりますが、それと同じような考え方で、こういう低賃金労働

者あるいは潜在失業者あるいは低所得者というものが、経済計画をいかにうまくやろうとも、それだけではやはり解決しないのであつて、何らか雇用の近代化なりその他の特別の措置というものが必要ではないかといふように考えておるのであります。人口問題のそういう角度からも、そういうことが果してほんとうかどうか、そのへんをはつきり教えていただきたいというのが厚生省の立場からするこの審議会に対する期待でございます。

○ 稲葉専門委員 それについて私申し上げたいのですが、去年税制とか賦政の調査会に關係して私どもの得た結論は、日本は先進国の中では税負担が国民所得に対し一番低い国です。しかし税引所得は一番低いのです。だから比率は低いけれども絶体量の税負担というものは割合高いということです。

数字で申し上げますと昭和十年の地方税、国税一人当りの国民負担が二十七円で、それが昭和三十二年度では地方と国税合して一万七千円になつてあります。そうすると六百倍くらいになつてゐる。物価がかりに三百倍としますと、国民一

人当りの税負担は二倍になつて所得は決して一人当り二倍になつていません。一、二倍くらい、昔に比べれば非常に税負担は高くなっています。しかも社会保障を完全にやるだけの税金はそこからまかなければいけない。それは一番何か大きな問題かといふと、政府と地方庁の維持のための消費的な経費が非常に昔に比べて膨大になつてゐる。こういうことが一つの理由です。

大体中央と地方の公務員は昔に比べて二倍強になつてゐる。警察官が二倍強になつてゐる。教員が二倍強になつてゐる。国費でまかなければ消防私員が四倍くらいになつてゐる。また地方庁の経費が昔に比べると四倍くらいになつてゐる。そのほかに民主主義をやるために経費が昔より非常に高くかかるといふ。

公共事業も昔に比べれば三、五倍くらい、社会保障の方は昔よりもっと多くなつています。その結果昔に比べて一人当りが二倍になる。政府と地方団体に入つてくるお金は人口増加を考えると二、七倍になつてゐる。それでもまだ支出と収入がバランスをしない。そこでもつと社会保障をしなければならぬ。あるいは原子力

開発をしなくてはならぬといつたような要請がくる。国民の側から言いたいことは、税負担でやる以上はもつと政府の行政経費を少くして、サービス部門を多くする、サービス部門はこれ以上切りつめられないと限度において増税負担に応じるという形が合理的だろうと思う。それを僕はほんとうを言うならば、打ち出していただきたい。なおかつどうしても社会保障をやろうとするならば、その次には増税に応じますという形をとつくりいただきたい。どうも経済循環ではなくて、税と財政支出循環そのものが日本ではボットルネックになつておる。それを直さなければ結局インフレが起る、こういうことが私は言えるのじやないかと思ひます。

○永井委員 御相談を申し上げたのですが、もう一回審議を重ねましようか、大体部会の御意向は私たはよく察知できましたが、もう起草委員の方にまかして、そこで決議案を作つてくれただいて、それを十分に審議した方が有意義のように思ふのでありますか、いかがでありますか。そういう運びにしてよろしゆうござ

いませうか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○永井委員 それではここで起草委員を御選出していただくはずでありますか、今日は御欠席の方も多うござりますし、オ一起草委員につきましても委員長になる方がなかなか困難であります。お引き受けをして下さるか、起草委員になられる方もおおよそその目途をつけなければならぬのでありますて、それらの方面に内文歩をしないと窓が立ちませんので、どうかまことに僭越な言分でありますが、私は今度三回目でその方面に経験を重ねておりますから、私が御指定をすることを、互選にかえていただくわけにはいきませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○永井委員 それをはとくと考え、また厚生省の当局の方とも御意見を伺つて、なお起草委員長になられるであろう候補者の方とも交渉をいたしまして、そしてなるべく早くあるいは来月の十日には那須部会長が帰朝いたします予定でありますから、

あるいは那須君の帰朝を待つことにいたすかもしけませんが、おまかせを願いまして、そのかわり御指定を申し上げたならばおれは忙しいからいやだと言わないので、お引き受けをいたいただきたいと思ウのであります。

そういうことに取り違んでいただきましようか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○永井委員 ありがとうございました。大へん有益なお話を伺いました。ではこれで本日の会は閉じることにいたします。

午後三時三十分散会